平成２５年（フ）第２５５号
千葉県成田市花崎町928番地２　アパガーデンピア1005
債務者　伊藤　美智（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２５８号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　５棟404号
債務者　川端　昭彦
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１５４３号
名古屋市中村区稲葉地町８丁目１番地　県営稲葉地住宅４棟304号
債務者　日比野正代
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９４号
愛知県豊明市沓掛町坊主山５番地18
債務者　橋本　吉朗
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５号
島根県益田市土田町419番地１、前住所島根県益田市東町23番15号
債務者　近藤　愛美
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市粒江団地８番１―505号　市営粒江団地245号
債務者　長谷川亜紀子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
岡山県津山市総社1047番地３
債務者　三宅　友成
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１１５号
岡山県真庭市本郷1802番地12
債務者　天野　章一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５８号
福岡県行橋市大字稲童107番地９
債務者　清水　純子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
大分市大字竹矢1316番地　竹の内
債務者　立川　喜子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０８号
函館市上新川町17番４号
債務者　峯尾　由佳
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１５号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地66　県営住宅深堀北団地Ｅ２棟306号室
債務者　増田　　章
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９８号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　６号306
債務者　齋藤　孝男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９２号
さいたま市見沼区東大宮４丁目５番地25　ベルピア東大宮第６―２―204
債務者　末木　将一
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
埼玉県東松山市大字東平1894番地127
債務者　新井　好雄
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４６号
新潟県柏崎市米山台２丁目９番７―102号　グリーンビュー柏崎、前住所新潟県柏崎市新田畑８番14号
債務者　山岸紀代美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５８６号
愛知県みよし市莇生町川向４番地３、従前の住所愛知県日進市岩崎町根裏82番地３　アークガーデン岩崎Ｃ―101
債務者　横井　　章
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部